第三条　法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、令和八年三月三十一日以後終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載することを要しない。

一　新規則第五十九条の二第一項第三号ロ⑽に掲げる事項

二　新規則第五十九条の二第一項第五号ニに掲げる事項

三　新規則第五十九条の三第一項第二号ロ(7)に掲げる事項

四　新規則第五十九条の三第一項第三号ハに掲げる事項

五　新規則第二百十条の十の二第一項第三号ロ(7)に掲げる事項

六　新規則第二百十条の十の二第一項第四号ハに掲げる事項

第四条　令和八年三月三十一日を末日とする事業年度に係る法第百十一条第一項（法第百九十九条において準用する場合を含む。）及び第二項並びに法第二百七十一条の二十五第一項に規定する説明書類のうち前条各号に掲げる事項に係る部分については、新規則第五十九条の四第一項、第百四十三条の三第一項及び第二百十条の十の三第一項の規定にかかわらず、事業年度経過後七月以内にその縦覧を開始するものとする。

○内閣府令第七十二号

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年七月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第三十二条**　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が百パーセント以上であることとする。 ［２・３　略］	（発行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第三十二条**　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。 ［２・３　同上］

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第十六条**　令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が百パーセント以上であることとする。 ［２・３　略］	（履行保証金保全契約を締結することができる銀行等以外の者が満たすべき要件等） **第十六条**　令第十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分は、最終の業務及び財産の状況に関する説明書類における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が二百パーセント以上であることとする。 ［２・３　同上］

附　則

この府令は、令和八年三月三十一日から施行する。